

総会・総代会に関すること

総会・総代会に関して、下記のとおり承認を求める。

平成18年8月23日提出

三橋町・大和町商工会合併協議会  
会長小宮琢士

協議項目番号	8	協議項目名	総会・総代会に関すること
協 議 内 容			
（総代会）			
（総代会の招集）			
（総代会の決議事項）			
（総代会の議事等）			
（特別の議決）			
（議事録）			
大和町の定款を使用するものとする。			
（総会の決議事項）			
（総会の招集）			
（総会の議事）			
（準用規程）			

**大 和 町 商 工 会**

総会、総代会

総代会

**【定款】**

（総代会）

第26条 本商工会に総代会を置く。

（総代の選挙）

第29条 総代は各地区及び各業種ごとに、各地区及び各業種に属する会員のうちからその地区に属する会員によって選挙する。

2 前項の地区及び業種並びに各地区及び各業種において選挙すべき総代の数は、別表の通りとする。

（総代会の招集）

第30条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会の2種とし、会長が招集する。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総代会は、第4項に規定する場合のほか、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、事業年度終了後2月以内に、総会を招集する場合には、当該総会をもって通常総会とし、通常総代会の開催を要しない。

- 3 前項の臨時総代会を招集する場合は、理事会の同意を得なければならない。
- 4 会長は、総代が総代の総数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を会長が必要と認めるときに開催する。ただし、事業年度終了後2月以内に、総会を招集する場合には、当該総会をもって通常総会とし、通常総代会の開催を要しない。
- 5 前項の規定による請求をした総代は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総代会招集の手続をしないときは、第1項の規定にかかわらず、県知事の承認を得て総代会を招集することができる。会長の職務を行う者が不在の場合において、総代が総代の総数の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。
- 6 総代会の招集は、少なくとも会日の1週間前までに、各総代に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

(総代会の決議事項)

第31条 この定款で別に定めるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。ただし、総会において議決する場合は、総代会の議決を要しない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

(総代会の議事等)

第32条 総代会は、総代の総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 総代会の議事は、第4項ただし書及び第33条に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総代会の議長は、出席者の互選によって定める。

4 総代会においては、第30条第6項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

5 総代会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第30条第6項の規定は適用しない。

6 第11条(議決権及び選挙権)の規定は、総代会の議事について準用する。この場合において、第2項中「その会員の3親等以内の親族もしくは常時使用する従業員または他の会員」とあるのは「その総代の選挙された地区の会員」と、第4項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

第33条 次の事項は、総代の総数の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名

(議事録)

第34条 総代会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した役員(監事を除く。)が署名しなければならない。

## 第2節 総会

(総会の決議事項)

第35条 本商工会の解散又は合併は、総会の議決を経なければならない。

(総会の招集)

第36条 総会は、前条の議決をする必要があるときに限り、理事会の同意を得て、会長が招集する。ただし、総代会を設置すべき法定の要件を欠くに至ったときは、

前条の議決以外の事項を目的として総会を招集することができる。この場合には、総代会に関する規定は総会について準用する。

(総会の議事)

第37条 解散又は合併の決議は、総会員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数によって行うものとする。